

令和6年度第1回

# 逗子市個人情報保護運営審議会

令和6年5月17日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和6年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和6年5月17日（金）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第2会議室

議 題

- (1) 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
- (2) 諮問第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う逗子市個人情報の保護に関する条例の改正について【情報公開課】
- (3) 保有個人情報の目的外利用・提供について（報告）
- (4) その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

情報公開課長 大 澤 道 英

情報公開課  
主 任 齋 藤 好 男

情報公開課 主任	加藤美佳子
情報公開課 会計年度員 任用職	齋藤明子

会議の公開・非公開の別 公開（議題（3）については非公開）

傍聴者 なし

#### 配付資料

- ・ 第1回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 逗子市個人情報保護運営審議会議事録（令和5年度第3回）
- ・ 【資料1】 諮問第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う逗子市個人情報保護に関する条例の改正について
- ・ 【資料2】 保有個人情報の目的外利用・提供について
- ・ 【資料3】 個人情報ファイル簿一覧

午前10時00分開会

○安達会長 では、ただいまから令和6年度第1回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本日の会議は成立いたします。

傍聴者の方はいらっしゃいますか。

○大澤情報公開課長 傍聴はなしでございます。

○安達会長 では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 それでは、議題に入ります。

議題(1) 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について扱います。

○大澤情報公開課長 4月に校正依頼いたしました令和5年度第3回議事録を御確認いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○安達会長 皆さん、既に校正をされておられると思っておりますので、まず修正内容等について御確認ください。

いかがでしょうか。

お手元の議事録のとおりでよろしいでしょうか。

特に御異議はないようですので、令和5年度第3回個人情報保護運営審議会議事録については、これで確定とさせていただきます。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 続いて、議題(2) 諮問第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う逗子市個人情報の保護に関する条例の改正についてを扱います。

それでは、諮問内容について御説明をお願いします。

○大澤情報公開課長 資料1に基づきまして説明いたします。

令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律により、現在の禁錮、懲役が拘禁刑に一本化されることとなり、この法律が令和7年6月1日に施行されることが決定いたしました。

これを受け、市の条例上に規定する懲役の規定を全て拘禁刑に改める必要があるため、罰則規定の改正について諮問させていただいたものです。

本件罰則規定の改正に合わせ、逗子市個人情報の保護に関する条例、情報公

開審査委員の罰則規定、守秘義務の規定について整理をするものです。

諮問書の2ページを御覧ください。

1の諮問の内容にございますとおり、(1)において「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

次に、(2)については、現在、情報公開審査委員の罰則規定が情報公開条例ではなく逗子市個人情報の保護に関する条例に規定されているため、罰則規定を情報公開条例で規定するものです。

次に、(3)としまして、皆様方、個人情報保護運営審議会委員と個人情報保護委員の守秘義務の規定が、国の情報公開・個人情報保護審査会の委員や市の情報公開条例の情報公開審査委員の規定と異なりますので、同じ内容となるよう改正するものです。

具体的には、資料4ページ目の新旧対照表を御覧ください。

3段目から、逗子市個人情報の保護に関する条例の改正は3つの規定がございます。第12条の個人情報保護委員の守秘義務、第13条の個人情報保護運営審議会委員の守秘義務、第16条の罰則規定となります。

なお、情報公開審査委員の罰則規定については、新旧対照表の2段目のとおり、情報公開条例の第25条として罰則規定を追加することを情報公開運営審議会で諮問いたします。

説明は以上となります。

○安達会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、何か御質問、御意見等ございますか。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○海原委員 前からも使っていて、今頃何を言うかと言われるでしょうけれども、どこでも秘密という言葉が出てくるんですけれども、シークレットですね。これは、何が秘密かというのは個人によって考え方が違うんで、会議等に参加したとき、会議等に参加したことの内容は漏らしてはいけないという考え方にしたほうがいいかなというふうに思います。

○安達会長 従来から秘密という言葉自体はあったんですが、従来は個人の秘密というふうになっていたのを、今回の諮問では国の法律の規定に合わせて、職

務上知り得た秘密という表現にそろえるという、そういう趣旨ですよ。

○大澤情報公開課長 そのとおりでございます。

秘密につきましては、もともと基本的に広く知れ渡っていないことと情報に価値があることというのが、定義づけの中には記載されているようなんですが、こちらの個人の秘密につきましては、その中でも委託業者とかが担うところで使われている規定で、従前の個人情報の審議会の委員さんたちのほうで、この表現を使ってきたんですけれども、現状で法律の中で見ますと、審議の中では、いわゆる個人情報と言われるような個人の秘密のほかにも、会議の運営の中で知り得る秘密というのがあり得るということで、これは今後、法律の運用と足並みをそろえていかなければいけない守秘義務の規定だということ、ちょっと規定のほうをそちらにそろえさせていただきたいというのが今回の趣旨でございます。

○安達会長 実際問題としては、どこまで秘密かという判断は難しい場面もありますけれどもね。

○海原委員 ある方にとっては秘密だけれども、ほかの方にとっては全然秘密じゃないという、例えば車のナンバープレートもそうなんですけれども、どれを秘密と解釈するかというのはなかなか難しい面があるかなというふうには感じていました。

○安達会長 確かにおっしゃるとおりなんですけれども。最終的には、客観的に見て秘密に該当するかどうかという点で判断されるわけなんですけれども。

○海原委員 国にそろえるということで、運用を情報公開課の見識に任せるということになるんでしょうかね。

○大澤情報公開課長 そうだと思います。罰則ですので、仮に懲役ですとかといったときには、その捜査であるとか法律の運用というのを正しく判断していく、あるいは国内の他の事例とかを参考にしながら運用していかなくちゃいけないということで、あまり逗子市独自の見解は出せない部分なのかなとは思っていて、今回の法令の規定に合わせたいという考えでございます。

○安達会長 個人情報保護委員ですと、直接個人の情報に触れる機会が結構多くあると思うんですよ。それに対して、本審議会の議事として、直接特定の個人が識別される情報に接するということはあまりないわけなんですけれども、それ

に対して、非公開事項に該当するようなそういう審議を扱っているという点から、個人に関する情報に限定してしまうとちょっと狭すぎるという、そういう判断でしょうかね。

微妙なのは、昨年までやっていた条例改正ですよ。改正個人情報保護法に伴う条例の改正について、その途中経過の検討状況などは秘密かどうかと。

○大澤情報公開課長 まず、すみません、今年4月から来て去年のことを言うのはお話としておかしいんですけども、まず、公開されている部分、本日も議案の途中で目的外利用・提供とかの部分で、傍聴者がいれば退席を求めるところがあるんですが、公開されている部分、傍聴が可能な部分というのは、基本的には広く情報として公開していくということで、議論の内容についても一般の方が見ることができると。

ただ、目的外利用・提供の部分につきましては、捜査関係情報であるとかということで、そこは委員の皆様と事務局だけになってしまう場面となりますので、その情報というのは、ちょっと御注意いただいたほうがいいのかなと思います。

○安達会長 ということで、具体的な例としては、この会議の中で非公開の会議とされた場面が一番想定される場所でしょうね。

いかがでしょうか。何か御質問、御意見、ほかにありますか。

○海原委員 正確な示唆は受けていないのですが、会議の委員としては、準公務員扱いの守秘義務が適用されるということですね。

○大澤情報公開課長 そうですね。もともとの地方公務員法の中では、特別職の公務員というのは、私のような常勤の職員とは違った扱いになっている部分もございました。

ただ、個人情報の保護に関する法律が改正されて、これまで条例で規定されていたものが法律の規定に移行しましたので、そういう意味からすると、特に特別職の皆さんの扱う情報については、常勤の公務員と同様の扱いにしていきたいという思いもあるかなと思います。

○安達会長 職員の皆様の場合には、地方公務員法が適用されますので、地方公務員法上の守秘義務規定。

○大澤情報公開課長 ございます。

○**安達会長** 罰則つきであるというのに対して、こういう非常勤の委員ですと、地方公務員法が適用にならないということで、そこをどうカバーするかということなんですよね。

あまりこの守秘義務規定を厳格に運用すると、特にそれに見合う報酬が用意されていないという場面で、委員の引受け手がなくなるという問題は、なくはないんですけれども。本来は、その罰則規定に見合う報酬であるべきかなという個人的思いはありますけれども。

いかがでしょうか。

ほかに何か。

○**海原委員** 多分、個人情報事務登録簿に記載されているものが、多分、審議内容の中でも秘密という言葉に近いだろうという感覚はするんですけれども、それに登録されていない部分でも結構あると思うんですが、その辺はどういうふうに判断するんでしょうか。

○**大澤情報公開課長** 先ほど申しましたとおり、現在のこの審議会の委員さんの業務としましては、公開されない部分というのは傍聴の方には退席していただいているかと思えます。

まず、事務局のほうで、これを皆さんに御提案させていただきたいのは、例えばこの後やる目的外利用・提供の内容につきましても、実際に市役所からも来ないんですけれども、警察からの照会で、誰々という仮に名前が求められるような事態において、一般的に来ないんですけれども、来るような場合についても、委員の皆様にはその名前は必要ないだろうということで一旦隠し、ただ、その中で捜査関係情報があるような場合については、その部分は非公開の情報ということにはなります。

ですので、ある程度事務局側で委員の皆様にお示しする情報というのは、委員の皆様が審議に必要な部分をお示しすることにはなろうかと思うんですけれども、そこで示された情報のうち、非公開部分については、基本的に取扱いは御注意いただきたいということです。

○**森田副会長** これ、そもそも秘密という言葉は、個人情報保護制度ができる前からある言葉で、個人情報に限った話ではないんですね。これの解釈については非常に難しく、いわゆる形式的、実質的という考え方があって、実質的な

保護に値するものでなければ秘密とは言えないというのは、これは裁判例があったりしていて、そういう意味では、むしろこれまで解釈の仕方については随分議論されてきているところでもあるんですね。

だから、それをここでは使っているということで、やっぱり一定、処罰の対象になる秘密というのは、秘密という言葉で一定線を引かないといけないということもあるので、あまりそこは広くするわけにもいかないかなということで、そのままになっているんじゃないかと思うんですけどもね。

○安達会長 よろしいですか。ほかに御質問等ございますか。

改正の趣旨は3点あるということで、諮問書の2ページ目の下のほうに（1）として、刑法改正に伴って「懲役」という名称がなくなりますので、「拘禁刑」に改めるということ、これはよしあしの判断を経るまでもなく、やむを得ないということですかね。

それから、（2）については、情報公開審査委員に関する罰則規定がなぜか個人情報の保護に関する条例のほうに入っているという、その経緯はよく分かりませんが、それを本来の在り方に直すということです。ただ、これも、それはそうでしょうと、やむを得ないですね。それはそのとおりだったということでしょう。

特に（3）のほうですかね、個人情報保護委員と個人情報保護運営審議会の委員について、従来の職務上知り得た個人の秘密よりは少し広く取るということで、法令と同じ表現に合わせるということで、職務上知り得た秘密ということにするという、そういう内容になります。

この3点ですが、よろしいでしょうか。

特に御異議等がないようでしたら、承認ということにさせていただきますが、御異論ございますか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、この諮問事項について、いずれも適当と認めるということにしたいと思います。

では、答申書の作成手順については、事務局のほう、どうされますか。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

本日御審議いただきました部分につきまして、答申書案を作成いたしまして、

メールにて各委員さんに御確認いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○安達会長 恐らく後日メールが送られてきますので、御確認ください。

では、本件は以上とさせていただきます。

続いて、議題（3）保有個人情報の目的外利用・提供についてということですが、本件につきましては、警察の犯罪捜査等に関わるものが多く含まれており、会議を公開することにより公共の安全の確保に支障を来すおそれがあると思われまふ。

会議は原則公開ですが、非公開情報に該当する事項を審議する場合は会議を非公開とできる例外規定が逗子市情報公開条例第20条第1項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されておりますので、本案件の審議が終了するまで非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、御異論ないようですので、ここから非公開といたします。

（非公開）

○安達会長 では、議題（3）については以上といたしまして、ここからは、また会議を公開とします。

続いて、議題（4）その他です。

事務局からお願いします。

○大澤情報公開課長 その他としまして、報告が1件ございます。

資料3、個人情報ファイル簿一覧、こちらのほうを御参照いただいて、加藤より御報告させていただきます。

○加藤情報公開課主事 個人情報ファイル簿について、追加、変更はございませんが、委託契約の有無の調査を行いましたので、報告いたします。

委託契約の有無については、個人情報保護委員会への報告様式の項目に含まれるため、各所管課宛てに調査したものになります。

ファイル簿53件中、委託契約を交わしているものは43件、再委託先が存在するものについては16件、委託先・再委託先が外国の事業者であるものはゼ

ロ件という結果でした。

本市では、安全管理措置として委託契約を交わす所管は、契約書に加えて個人情報の取扱いに関する特記仕様書をつけて契約をしております。この個人情報の取扱いに関する特記仕様書は、皆様のお手元のマニュアルの後ろから5ページ目ぐらいにお載せしております。一番後ろのほうです。個人情報の取扱いに関する特記仕様書というものになります。

説明を続けさせていただきます。

こちらの特記仕様書には、受注者の義務や受注者側の業務従事者への教育・研修の実施など、受注者が遵守すべき事項が記載されています。

また、再委託については、この特記仕様書の中で、受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行き、第三者（子会社を含む）にその処理を委託してはならない。及び、受注者は、この業務の一部について再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならないとしており、市側に承諾を得ずに再委託することを禁止しております。

また、再委託先の個人情報の取扱いについても、この特記仕様書を遵守させなければならないとしております。

個人情報ファイル簿についての報告は以上となります。

○安達会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございますか。

今回の資料は初めて作成されたんでしょうか。何か初めて見たような気がしますけれども。

○加藤情報公開課主事 今回初めて所管に調査をしまして、それが上がってきた結果がまとまりましたので、御報告させていただきました。

○安達会長 委託契約を交わしているもの、再委託先が存在するものというところに実例が各43件、16件とあるということですが、これって再々委託というものもあるんですか。

○齋藤情報公開課主任 再委託という意味の中に再々委託、さらなる再々々委託、全て含まれて。

○安達会長 もう入っているんですか。

○齋藤情報公開課主任 含まれています。要は、1列目が1つめの委託です。2

列目はそれ以降全て、5段だろうと6段だろうと。

○安達会長 ああ、そうですか。

○森田副会長 その内訳は分からない形ですかね。

○齋藤情報公開課主任 2段、3段、4段までは分かりません。そこまでは通常やっていないと思われませんが。

○森田副会長 その調査のやり方としては、再々委託が何件で再々々委託が何件なのかという形では、上がってきてはいないということですね。

○齋藤情報公開課主任 そうですね。調査はこの形で、有無だけ確認した調査になっています。

○島田委員 ちなみに、委託者数、委託件数、これはどのくらいでしょうか。委託事業者に委託していますよね。それが何社ぐらいあるんですか、全体で。

○加藤情報公開課主事 委託は43件なんですが、この中で、多分システム系とかだと、同じ会社が委託を請け負っているところがあるかと思うので、すると、43件が全て別の会社というわけではないんですね。実際はもうちょっと会社の数としては減るかもしれないんですが、そこまでの会社数の調査は、すみません、しておりません。

○島田委員 43社と考えていいんですか。ダブリがあるかもしれない。

○加藤情報公開課主事 そうですね、はい。

○安達会長 そうですね、複数の業務の委託を受けていると。

○加藤情報公開課主事 そうですね、システムの保守とかとなると、やっぱりちょっと会社が限られてしまうという点もありますので。

○安達会長 特定の業者が幾つも持っているということは考えられますよね。

○加藤情報公開課主事 はい、ということは考えられます。

○島田委員 何か実感としては、非常に少ないような感じがするんですけども。

○齋藤情報公開課主任 要は、これはもともとの数が、このファイル簿53件中何件かという調査になりますので、要はファイル簿を作っているところのみの調査をしております。要は、個人情報1,000件未満だったらファイル簿を作らなくてもいいので、それについて、ひよっとすると委託をしているかもしれませんが、それについては今回調査の対象外になっていますので、53件中43のファイルについて、委託をしていますよということになります。それが、例

えば3番目と4番目のファイルが同一業者に委託している可能性はあると。

- 島田委員 ということは、個人情報ファイル以外に委託先はあるだろうけれども、その件数は分からない。
- 齋藤情報公開課主任 把握していません。
- 島田委員 これ、調査時点は、いつ現在の調査ですか。
- 加藤情報公開課主事 すみません、ちょっと今、確認いたします。
- 大澤情報公開課長 ちょっと今、時点というのは出てこないんですが、対象となるのは、5年度中に持っております個人情報ファイルが対象なので、5年度中に行われたという理解になろうかと思えます。どの時点であろうと、それぞれの個人情報の1,000件以上のものについて、コンピューター処理が多いんでしょうけれども、そのコンピューター処理の委託を5年度中に行ったものということになります。
- 安達会長 これを今年度もまた調査をするわけですか。定期的に調査をするということ。今回限り。
- 加藤情報公開課主事 個人情報保護委員会に対する報告は各年度やらないといけないことになりますので、毎年調査します。
- 安達会長 そうすると、今後は毎年1回はこういう調査をするということですか。
- 加藤情報公開課主事 するつもりでおります。
- 望月委員 質問してもいいですか。
- 安達会長 はい、どうぞ。
- 望月委員 逆に、1,000件以上のものでバツがついているものというのは、市の職員さんが自分で作って管理をしているという理解でいいんですか。
- 大澤情報公開課長 そうですね、ひとり暮らし高齢者台帳ファイルが23番目にあって、このぐらいですと、業務委託をせずに職員が、場合によっては紙の台帳とエクセル等で管理するというケースはありますので、1,000件以上ですから、本当に何万件もあるデータもあれば1,000件前後をうろろうろするようなものもありますので、その場合は職員のほうでデータ管理するケースはあります。
- 望月委員 委託すると個人情報が入れちゃうんじゃないかという不安もありつ

つも、自営でやるというのも、しかも1,000件単位の情報を、しかもアップデートもしていかなきゃいけないって相当大変なことだと思うんですけども、こういうのは今後委託の方向に向かっていく、あるいはできない事情があるものが残っていると、そういうことなんでしょうか。

○大澤情報公開課長 どうですかね、自分でこれを例示で23番のものを出してしまっただんですが、情報が複雑であるなどというお話と、エクセルの中で全員が処理してもらえる、情報の種類に多分もよるのかなと思うんですが、福祉の情報なんかだと、基本的には属性的な住所、氏名、年齢といったもののほかに、やり取りの情報とかも個別に管理するケースもありますので、そうすると、業者を絡めるのが難しいような情報、多分行政の中には幾つかあるのかなということがあるのと、お金がかかるものはお金をつけてくれないケースがちょっと想像されますけれども。

○望月委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○安達会長 消防関係なんかは全部バツがついています。これはやっぱり……

○大澤情報公開課長 このあたりは基本的に、実際はファイルの中にやり取り、交信記録が多分残っている種類のデータだと思うので、そうすると、これを業者にやらせるかということ、戸籍みたいに全国一律の項目があるものではないものだと、汎用記録とかが入るものではないものだと、ちょっと作りづらいというのは、感覚としてはあります。ちょっとこの案件で、理由は個別には分からないですけども、やはりデータとして一律の属性データを入れるだけであれば、プロの専門家に任せればやってもらえるんですが、ただ、そこに記録、何月何日、誰々と対応してこういう事態があったみたいなことを全部ワードのような形式で打ち込まなきゃいけないものだと、業務委託はやり切れないのかなと。そういうところですね。

○安達会長 よろしいですか。

ほかに何か御質問等ございますか。

よろしいですか。

では、これも報告事項として承ったということにさせていただきます。

では、本件は以上としまして、ほかにその他として事務局からございますか。

○大澤情報公開課長 通常ですと、ここで次の審議会日程について御相談させて

いただいておりますが、今期の委員の任期につきましては、今年29日までとなっております。

次回の審議会は7月頃に開催させていただきたいと考えておりました、現委員の皆様による開催は、本日が最後となります。

現委員の皆様におかれましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う諮問など、多くの諮問案件を御審議いただきましてありがとうございました。

会議終了後、今期をもって御退任されます委員、それから会長、副会長から一言いただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○**安達会長** 今、ご紹介ありましたように、今期については本日が最終回ということになります。次回は、令和6年7月を予定しているということですので、新たな委員の下で日程調整はするというようになります。

ということで、今期についてはこれで最終回ということで、本日の会議は閉会といたします。

なお、事務局から今ございましたように、皆様に一言ご挨拶をいただきたいということですので、そのままお待ちください。

○**大澤情報公開課長** 審議会どうもありがとうございました。審議会の場としては、一回これで終了させていただきます。

午前11時20分閉会